



---

## NEWS RELEASE

---

平成23年4月1日

### 「医療自在FS」の発売開始について

フコクしんらい生命保険株式会社(社長 大嶋 邦男)は、平成23年4月2日より、「医療自在FS」(解約返戻金抑制型医療保険)を発売いたします。

本商品は、「1日以上入院」、「公的医療保険制度上の手術」、「生活習慣病」や「先進医療」など特にお客さまからのニーズが高い保障をご準備いただける商品として開発いたしました。

当社では今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。

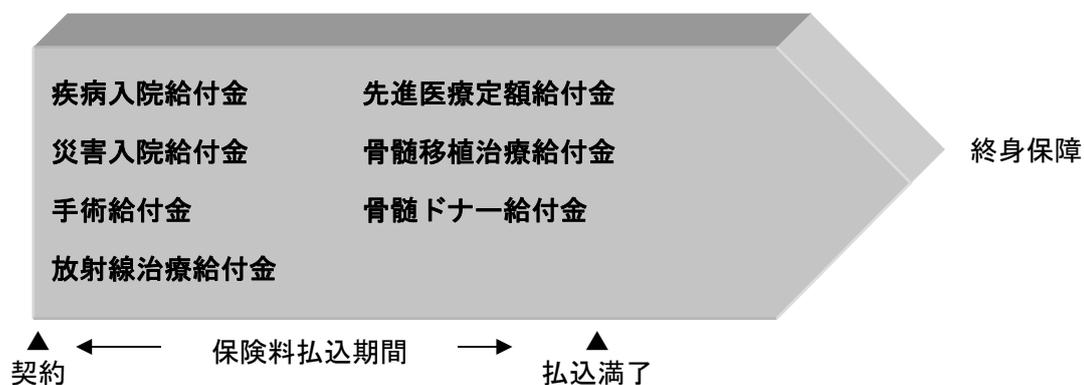
#### <解約返戻金抑制型医療保険の主な特徴>

- ① 1日以上入院を保障(日帰り入院も保障)。また、5日未満の入院でも「5日分」が支払われるので短期入院時の保障が充実します。
- ② 公的医療保険制度上の手術を対象とすることで、手術給付金の支払対象となる手術数が大幅に増加します。
- ③ 特約を付加することで、生活習慣病、三大疾病、先進医療、特定の在宅治療を受けた場合にさらに充実した保障を受けることができます。
- ④ 疾病や不慮の事故での入院をはじめ、手術、放射線治療、先進医療、骨髄移植治療を受けたとき、また骨髄ドナーとなった際の保障があります。

# 1. 商品内容

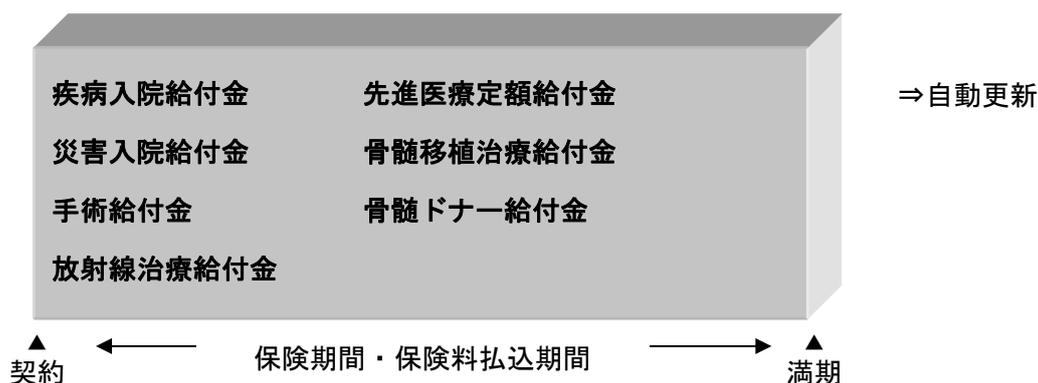
## (1)しくみ図

### <終身保障タイプ>



※一生涯にわたって保険料をお払い込みいただくタイプもございます。

### <定期保障タイプ>



### 【ご契約例】(主契約)

ご契約年齢:40歳、入院給付金日額:10,000円(60日型)、保険料払込方法:口座振替月払

保険期間	終身		10年満了	
保険料払込期間	終身		10年満了	
保険料	男性	女性	男性	女性
	4,740円	4,160円	2,260円	2,210円

## (2) 保障内容

### ① 解約返戻金抑制型医療保険(主契約)

解約返戻金抑制型医療保険は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	お支払限度	受取人
疾病により 1 日以上入院されたとき	疾病入院給付金	①入院日数 5 日以内 :入院給付金日額×5	1 入院のお支払 限度日数: 30 日、60 日、 120 日から選択 通算限度: 1,095 日	被保険者 (ただし、保険契約 者が法人の場合、 保険契約者である 法人を給付金受 取人とすることが できます。)
不慮の事故により 1 日以上 入院されたとき(※1)	災害入院 給付金	②入院日数 6 日以上 :入院給付金日額 ×入院日数		
疾病または不慮の事故によ り所定の手術を受けられた とき(※2)	手術給付金	①入院中の手術 :入院給付金日額×10 ②外来での手術 :入院給付金日額×5	なし	
疾病または不慮の事故によ り所定の放射線治療を受け られたとき(※3)	放射線治療 給付金	入院給付金日額×10	なし (ただし、60 日の間 に 1 回限り)	
疾病または不慮の事故によ り所定の先進医療による療 養を受けられたとき(※4)	先進医療 定額給付金	入院給付金日額×10	なし	
疾病または不慮の事故によ り所定の骨髄移植を受けら れたとき(※5)	骨髄移植 治療給付金	入院給付金日額×10	なし	
骨髄幹細胞の移植を行うた めの所定の骨髄幹細胞の採 取手術(提供者と受容者が 同一人となる自家移植の場 合を除きます)を受けられた とき(※6)	骨髄ドナー 給付金	入院給付金日額×10	保険期間中に 1 回限り	

## ②七大生活習慣病特約

七大生活習慣病特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	お支払限度	受取人
七大生活習慣病により 1 日以上入院されたとき(※7)	生活習慣病入院給付金	①入院日数 5 日以内 :入院給付金日額×5 ②入院日数 6 日以上 :入院給付金日額×入院日数	1 入院のお支払限度日数: 30 日、60 日、120 日から選択 通算限度: 1,095 日	主契約の給付金の受取人
七大生活習慣病により所定の手術を受けられたとき(※7)	生活習慣病手術給付金	①入院中の手術 :入院給付金日額×10 ②外来での手術 :入院給付金日額×5	なし	
七大生活習慣病により所定の放射線治療を受けられたとき(※7)	生活習慣病放射線治療給付金	入院給付金日額×10	なし (ただし、60 日の間に 1 回限り)	
七大生活習慣病により所定の先進医療による療養を受けられたとき(※7)	生活習慣病先進医療定額給付金	入院給付金日額×10	なし	
七大生活習慣病により所定の骨髄移植を受けた場合(※7)	生活習慣病骨髄移植治療給付金	入院給付金日額×10	なし	

## ③三大疾病入院一時金特約

三大疾病入院一時金特約を付加した場合は、つぎの一時金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする一時金	お支払額	お支払限度	受取人
つぎのいずれかの疾病を直接の原因とし、その治療を目的とした入院を開始したとき(※8) ①責任開始期からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日以後に初めて診断確定された「がん」 ②責任開始期以後に発病した「急性心筋梗塞」 ③責任開始期以後に発病した「脳卒中」	三大疾病入院一時金	三大疾病入院一時金額	1 回	主契約の給付金の受取人

#### ④先進医療特約

先進医療特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	お支払限度	受取人
所定の先進医療による療養を受けられたとき(※4)	先進医療給付金	先進医療の技術にかかわる費用の額	1,000万円	主契約の給付金の受取人

#### ⑤特定在宅治療支援特約

特定在宅治療支援特約を付加した場合は、つぎの給付金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払いする給付金	お支払額	お支払限度	受取人
つぎのいずれかの治療について、病院または診療所以外の場所で行うために必要な所定の医師の指導管理を受けられたとき(※9) ①所定の自己注射療法 ②所定の人工透析療法 ③所定の酸素療法	特定在宅治療支援給付金	特定在宅治療支援給付金額	1回	主契約の給付金の受取人

※1 不慮の事故から180日以内にお支払事由に該当した場合が対象

※2 支払対象となる手術は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術です。ただし、次の①～⑥に該当する手術は、手術給付金をお支払いできません。

①創傷処理②皮膚切開術③デブリードマン④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術⑤抜歯手術⑥鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含む。)

※3 支払対象となる放射線治療は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。

※4 支払対象となる先進医療は、健康保険法等の規定にもとづく評価療養のうち、厚生労働省告示にもとづいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。ただし、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。

※5 支払対象となる骨髄移植は組織の機能に障害があるものに対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいいます。また、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなし、お支払いの対象となります。ただし、異種移植および公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(骨髄移植を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。)に輸血料の算定対象として列挙され

- ていない骨髄移植は除きます。
- ※6 組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的としたものをいいます。ただし、自家移植の場合を除きます。また、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した後に行われた骨髄幹細胞の採取手術であることを要します。
- ※7 支払対象となる七大生活習慣病  
 ①がん(上皮内がん、皮膚がんを含む。)②糖尿病③心疾患④高血圧性疾患⑤脳血管疾患⑥腎疾患⑦肝疾患
- ※8 支払対象となる三大疾病  
 ①がん(上皮内がん、皮膚がんを含む。)②急性心筋梗塞③脳卒中  
 ・がん給付の責任開始日は、特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日。
- ※9 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、つぎのいずれかの算定対象となる医師の指導管理をいいます。  
 ①在宅自己注射指導管理料②在宅自己腹膜灌流指導管理料③在宅血液透析指導管理料④在宅酸素療法指導管理料⑤在宅悪性腫瘍患者指導管理料  
 ・「自己注射療法」とは、自己の管理において注射器を使用して薬剤を注射する治療法。  
 ・「人工透析療法」とは、自己の管理において血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう治療法。  
 ・「酸素療法」とは、自己の管理において酸素供給装置を使用して酸素を吸引する治療法。

## 2. 「医療自在 FS」の発売に伴う、一部商品の新規取扱等の停止について

「医療自在 FS」の発売に伴い、現行の「医療自在」(無配当医療保険)の新規取扱を停止するとともに、現行の「医療自在」(無配当医療保険)に関する特約の中途付加ならびに終身保険・定期保険などに付加できる災害・疾病系特約の中途付加の新規取扱を停止します。

<「医療自在 FS」の発売に伴い、新規取扱等が停止となる商品>

現行の医療保険とその特約	医療保険、終身保険特約、定期保険特約、がん入院特約、がん診断給付金特約、退院後療養特約、無事故給付金特約
災害・疾病系特約	災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約、疾病退院後療養特約、成人病保障特約、女性医療特約、こども医療特約

なお、すでにこれらの商品にご契約をいただいているお客さまには、新規取扱等の停止以降も、入院や手術などの保障内容等に変更が生じることはございません。今後も従来どおりご契約に係るサービスを提供してまいります。

この資料は平成23年4月2日より発売する商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保険設計書(契約概要)」など会社所定の資料を必ずお読みください。また、ご契約の際には「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

以上